

表比の樹の針指行環理倫指針(草案)と

適切に判断することが求められる。

また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び地方公共団体に係る法律第11条第1項の規定による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を適用されることは、民間企業、行政機関、独立行政法人等の法的機関の法的個人に適用されることは、行政機関の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、行政機関の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び地方公共団体に係る法律第11条第1項の規定による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を適用されなければならない。

第1 基本的考え方

この指針は、国民の健康の保持増進を図る上での疫学研究の重要性と学問の自由を踏まえつつ、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報の保護その他の倫理的観点並びに科学的観点から、疫学研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、疫学研究の適正な推進が図られることを目的とする。

第1章 極則本指針の目的及び基本方針

第1章 基本的考え方

1 目的 この指針は、医学系研究の推進を図る上で臨床研究の重要な意義を踏まえつつ、人間の尊厳、人権の尊重を携ふべき事項から臨床研究に定めることを目的とする。

- (2) 個人情報の保護
- ① 研究者等は、研究対象者に係る情報を保護しなければならない。
 - ② その個人情報を保つために弱い立場にある者への特別な配慮
 - ③ インフォームド・コンセントの受領
 - ④ 研究者等は、疫学研究を実施する場合には、事前に、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。

- ⑤ 事前の十分な説明と研究対象者等の自由意思による同意
- ⑥ 社会的情報等の保護
 - ⑦ 個人情報の質及び透明性の確保
 - ⑧ 研究の質及び透明性の確保

第2 研究者等の責務等

- 1 研究者等は、臨床研究を実施するに当たっては、
① 第4に規定する手続によつて、インフォームド・
コンセントを受けなければならない。

- (3) 研究者等は、臨床研究を実施する手続には、
① 被験者からインフォームド・コンセントを受ける
手続
- (4) 研究者等は、被験者が経済上又は医学上の理由
等により不利な立場にある場合には、特に当該被
験者の自由意思の確保に十分配慮しなければなら
ない。

2 適用範囲

- この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに
予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を求
め対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求
めるものである。

- ただし、次のいずれかに該当する研究は、この
指針の対象としない。
- ① 法律の規定に基づき実施される調査
 - ② ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業
省告示第1号)に基づき実施される研究
 - ③ 資料として既に連絡不可能匿名化されている情
報のみを用いる研究
 - ④ 手術、投薬等の医療行為を伴う介入研究

＜適用範囲に関する細則＞

- 3 海外の研究機関との共同研究については、原則としてこ
の指針を遵守するものとする。ただし、当該海外の研究
機関の存する国における社会的な実情等にかかる場合
に、我が国の研究機関の長の研究許可の適用が困難であ
る場合は、当該機関の指針等の基準に従つて実施する
場合、本指針と比較して当該実施地の法令、規則等の
規定に代えて研究を実施するものとする。

- 2 日本国外において実施される研究
- (1) 日本の研究機関と共同で研究を実施する地
域（日本国外）に、本指針と基準を遵守して実施す
る場合、本指針と基準を用いて研究を実施するものと
する。

- (2) この指針は、日本国内外において実施される臨床
研究を対象とするが、日本国内外において実施され
る臨床研究も対象とし、これに携わるすべての関
係者は、当該実施地の法令、指針等を遵守しなら
ない。
- ただし、この指針と比較して当該実施地の法令、
指針等の基準が厳格な場合には、当該基準に従つ
て臨床研究を実施しなければならない。

＜細則＞

- 2 日本国外において、当該日本国外の研究機関と共同で
臨床研究を実施する場合には、原則としてこの指針を遵
守するとともに、当該日本国外の研究機関の存する国に
おける基準がこの指針よりも厳格な場合には、当該基準
が適用される。

な基準を遵守しなければならない。

(2) 本指針の規定が日本国外の実施地における法の規定により厳格であり、本場合に記載意に規定して研究を実施することが困難な場合に該当する事項が研究審査委員会の基準とする。規定について日本での実施に代えて当該研究機関の長が許可したものとする。

- ① インフォームド・コンセントについて適切な措置が講じられること
- ② 研究の実施に伴つて取得される個人情報等の保護について適切な措置が講じられることが見されを、本指針の規定に基づいて研究を実施する。

ただし、本指針が相手国における基準より厳格な場合であつて、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、相手国における試料等の提供及び取扱いについて、相手国の定める法令、指針等の基準に従つて行うことができる。

イ 相手国において本指針の適用が困難であること

ロ 以下に定める事項が適切に措置されることについて、我が国における研究機関の倫理審査委員会の承認を受け、当該機関の長が適当と判断していること

(イ) インフォームド・コンセントを得られること。

(ロ) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること。

(ハ) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手国において承認されること、又は相手国が定める法令、指針等に基づいて相手国での研究機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準ずる組織により承認され、相手国での研究機関の長により許可されること。

第5 用語の定義

この指針における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 疫学研究 人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 人を対象とする医学系研究 人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病並びの治疗方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究である。

3 用語の定義

(1) 臨床研究 医療における疾病の予防方法、診断方法及び治疗方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究である。

① 介入を伴う研究（①に該当するものを除く。）

② 介入を伴わらず、試料等を用いた研究であつて、被験者に対する特定された人間集団の中で出発現並びに影響を与える要因を明らかにする科学研究（以下「観察研究」という。）

【インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて、「侵襲性」を有する場合（採血の場合等をいう。以下同じ。）と規定している以外、特に定義を設けずに「侵襲性」を用いている。】

(2) 侵襲 研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等による、研究対象者の身体又は精神に傷害や負担が生じることをいう。

<Q & A> A 2-1 「侵襲」については次のような考え方で整理をしています。
① 被験者に対する危険性の水準が一定程度以上の医療行為を行ふものとして、投薬、医療機器の埋込み、穿刺、外科的な治療、手術等を「侵襲」としています。
したがつて、Q2-2 に示すような研究事例（治療行為の結果として随伴して発生した発症）については、「侵襲」を伴うものはとは考へていません。

- ② 被験者から試料等の採取のために行われる採血や穿刺を伴う行為であれば、「侵襲」を行う場合等医療行為による一定程度以上の「侵襲」がなければ、「侵襲」を行わないと考えられます。一方、探尿、唾液等による検査は「侵襲」を伴うものにはあたらぬと考えられます。

2 偷理審查委員會

迅速研究対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象

研究の研究者に對し、小限の危険（日常生活の危険）を及ぼす身体的、心理的、社会的危険の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容される種類のものをいう。以下同じ。）を超える危険を含まない

傷害や負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

研究の研究に於ては、(1) 一般的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危険の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容される種類のものをいう。(以下同じ。) を超える危険を含まない

第3倫理審查委員會

(9) <細則>
（9）被験者に対して最小限の危険（日常生活や学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可をを超えない危険であつて、社会的に許容されるをいう。）を超える危険を含まない臨床研究

用語の定義

2) 介続研究

をもつて、割付けを行つて、結果を比較する手法によるものである。この方法は、原則として2群の被験者を対象とするが、その他の要因に影響を与える要因がある場合は、それと並んで3群以上の被験者を用いる場合もある。

(3) 介入

研究目的で、人の健康の保防、診断又は治療のための実施を、検査、治療薬（通常のするもので、傷害等を療するもの）による医療（通常のするもので、病気を含む。）の有無行為をいふ。

第1章 基本的考え方

3 用語の定義

介入予防、診断、治療、看護ケア及びリハビリテーション等について、次の行為を行なうことをいう。

① 通常の診療を超えた医療行為であつて、研究目的で実施するもの

② 通常の診療と同等の医療行為であつても、被験者に分けて、それぞれに異なる治療方法、診断方法、看護法等を与える影響を有する効果等をもつてその要因に関する研究を行なうもの

資料

疫学研究に用いようとする血液、組織、細胞、人体等のDNA等を通じて健康に得られた疾病名、検査結果等の人々の情報を、試料並びに診断及び治療を実施された患者の名前、性別、年齢等の個人情報を含む。)をいう。

(4) 試料・情報

研究に用いようとする血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部について「人体から取扱された試料」並びに研究対象者の診断及び治療を運営する部(本指針において「他の情報である情報」)並びに研究対象者の診断、検査又は測定の結果等に用いられるもの(以下「研究に用いられるもの」という。)をいい、いずれも死者に係るものと定義する。

(4) 試料等

8) 既存資料等

次にいすがたの疫学研究の資料

(5) 既存試料・情報 試料・情報のうち、以下の①又は②に該当するものをいふ。
① 研究計画が作成されるまでに既に存在するも

(5) 既存試験結果の情報

のをいう。

試料・情報	(2) 臨床研究計画書の作成時においては当該臨床研究に用いることを目的としているもの	(6) 研究対象者 以下の①又は②に該当する者（死者を含む。）をいう。 ① 研究を実施される者（研究を実施されることを求める者） ② 研究に用いられるることを目的としているもの	(3) 被験者 次のいずれかに該当する者をいう。 ① 臨床研究を実施することを求める者 ② 臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部（死者に係るもの）を提供する者 ③ 体液、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部（死者に係るもの）を含む者 ④ 診療情報（死者に係るもの）を提供する者
疫学研究の研究計画書の作成時においては当該疫学研究に用いることを目的としているもの	(12) 研究機関 疫学研究を実施する機関（研究者等に対し既存資料等の提供を行いう者であつて、当該提供以外に当該機関を除く。）を有する個人情報の保護に関する法律第2条に規定する行政機関をいう。	(7) 研究機関 人を対象とする医学系研究を実施する（試料・情報の保管、統計処理その他の研究研究に用いられることがない限り、試料を委託を受けた場合を除く。）法人、行政機関及び個人事業主をいう。	(4) 臨床研究機関 臨床研究を実施する機関（試料等の提供を行いう機関を含む。）をいう。
疫学研究計画書の時点においては当該疫学研究に用いることを目的としているもの	(13) 研究を行う機関 研究機関を有する法人及び行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条に規定する行政機関をいう。）等の事業者及び組織をいう。	(8) 共同研究機関 共同研究計画に基づいて研究を共同して実施する研究機関をいい、当該研究のために研究対象者から新たに試料を提供を行いう機関をいう。	(5) 共同臨床研究機関 共同研究計画書に記載された臨床研究を共同して行う研究機関をいう。
資料等であつて、取得された試料・情報計画書の時点においては当該研究に用いることを目的としているもの	(14) 臨床研究機関 臨床研究を実施する機関（試料等の提供を行いう機関を含む。）をいう。	(6) 共同臨床研究機関 共同研究計画書に記載された臨床研究を共同して行う臨床研究機関（試料等の提供を行いう機関を含む。）をいう。	(6) 共同研究機関 共同研究計画に基づいて研究を共同して実施する研究機関をいい、当該研究のために研究対象者から新たに試料を提供を行いう機関をいう。
研究に用いることを目的としているもの	(15) 研究者等 研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行いう機関に付随して研究に携わる者をいい、研究機関から提供を受けた者及び他から取扱いして他の研究機関に提供を行いう機関を除く。）を実施する者	(7) 試料・情報の収集・提供を行いう機関 研究機関のうち、試料・情報に付随して研究に携わる者から取扱いして他の研究機関に提供を行いう機関を除く。「収集・分譲」という。）を実施する者	(7) 試料・情報の収集・提供を行いう機関 研究機関のうち、試料・情報に付隨して研究に携わる者から取扱いして他の研究機関に提供を行いう機関を除く。「収集・分譲」という。
研究に用いることを目的としているもの	(16) 研究者等 研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行いう機関に付隨して研究に携わる者をいい、研究機関から提供を受けた者及び他から取扱いして他の研究機関に提供を行いう機関を除く。）を実施する者	(8) 研究者等 研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行いう機関に付隨して研究に携わる者をいい、研究機関から提供を受けた者及び他から取扱いして他の研究機関に提供を行いう機関を除く。）を実施する者	(8) 研究者等 研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行いう機関に付隨して研究に携わる者をいい、研究機関から提供を受けた者及び他から取扱いして他の研究機関に提供を行いう機関を除く。）を実施する者

(11) 研究責任者
個々の研究機関において、疫学研究に係る業務を遂行する者をともに、その疫学研究に係る業務を統括する者をいう。

(11) 研究責任者
研究計画を作成する等、研究の実施に携わる者をも、所屬する者を統括する者をいう。

(12) 研究を行う機関の長
研究を行なう機関に該当する法人の代表者及び行政機関の長などの事業者及び組織の代表者をいう。

(12) 研究機関の長
研究を実施する法人の代表者、行政機関の長又は個人事業主であつて、当該研究にて最終的な責任を有する者をいう。

(13) 倫理審査委員会
疫学研究の実施の適否その他研究に關しし必
要な事項について、研究対象者の個人の尊厳及び人
権の尊重その他の倫理的観点及び科学的觀点から
調査審議するため、研究機関の長の諮問機関として
置かれた合議制の機関をいう。

(13) 倫理審査委員会
研究事項に關するたために設置された合議制の会議体をい
う。

(12) 研究責任者
個々の研究機関において、臨床研究において、臨床研究を実施する者をも、その臨床研究に係る業務を統括する者をいう。

(13) 組織の代表者等
臨床研究機関を有する法人の代表者及び行政機
関の長等の事業者及び組織の代表者をいう。

(14) 倫理審査委員会
臨床研究の実施の適否その他研究に關しし必
要な事項について、被験者その人間の尊厳、
人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的觀点から
調査審議するため、次に掲げる者が設置した合
議制の機関(次に掲げる者が合同で設置した場合を
含む。)をいう。

- (16) 倫理審査委員会
臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究
に關し必要な事項について、被験者その人間の尊厳、
人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的觀点から
調査審議するため、次に掲げる者が設置した合
議制の機関(次に掲げる者が合同で設置した場合を
含む。)をいう。
- ① 臨床研究機関の長
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人
 - ③ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)
人 第2条第2項に規定する特定非営利活動法
人
 - ④ 医療関係者により構成された学術団体
 - ⑤ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3
条に規定する学校法人(医療機関を有するもの
に限る。)
 - ⑥ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103
号)第2条第1項に規定する独立行政法人(医
療の提供等を主な業務とするものに限る。)
 - ⑦ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)
第2条第1項に規定する国立大学法人(医療機
関を有するものに限る。)
 - ⑧ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118
号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
(医療機関を有するものに限る。)

(17) インフォームド・コンセント
研究対象者又はその代読者等(本指針において
「研究対象者等」という。)が、実施の目的及び意
向、方法、予測十分な説明を受けること、研究の
実施による利益を含む。)等について上での、自由意思に基づ
いて与える、当該研究(試料・情報の取扱いを含む。)
を実施又は継続されるこどに關する同意をいう。

(17) インフォームド・コンセント
被験者と異なることを求めることを、研究者等が、研究者等が
被験者に關して、当該研究対象者研究に關する十分な説明を受け、その
理解し、同意を以て与えることをいう。

(14) インフォームド・コンセント
研究対象者となることを求める研究に關する十分な説明を受ける
こと、研究の目的、方法、予測十分な説明を受ける
こと、研究の実施による利益を含む。)等について上での、自由意思に基づ
いて与える、当該研究(試料・情報の取扱いを含む。)
を実施又は継続されるこどに關する同意をいう。

(17) インフォームド・コンセント
研究対象者となることを求める研究に關する十分な説明を受ける
こと、研究の目的、方法、予測十分な説明を受ける
こと、研究の実施による利益を含む。)等について上での、自由意思に基づ
いて与える、当該研究(試料・情報の取扱いを含む。)
を実施又は継続されるこどに關する同意をいう。

第3 インフォームド・コンセント等
第2 代諾者等からインフォームド・コンセントを受け
る手続
研究対象者からインフォームド・コンセントを受けて
いる場合には、公衆衛生の向上象者である機関研究対
象者とが困難な場合であつて、当該研究を実施するこ
とに必要研究を実施する場合に、当該研究を実施す
るに許可を得て、倫理審査委員会の承認を得て、代諾者等(当該研
究の法定代理人人等研究者等)からインフォームド
・コンセントを受けることができる。

(15) 代諾者 研究対象者の意思及び利益を代弁できると考へられる場合
である。当該研究対象者にインフォームド・オーフォー
ムド・コンセントを与える能力がないと客觀的に研究する場合
である。当該研究対象者の代わりに、当該研究者等(「代諾者等」とい
う)による対してきていると考へられる場合
である。

(18) 代諾者 被験者の意思及び利益を代弁できると考へられる場合
である。当該被験者にインフォームド・オーフォー
ムド・コンセントを与える能力がない場合に、当該被験者
の代わりに、研究者等(「代諾者等」とい
う)による対してきていると考へられる場合である。

【規定なし】

【規定なし】

(16) インフォームド・アンセント インフォームド・アンセントを与える能力がない
と客觀的に判断する研究対象者が、その理解力を考慮して、その理解力を受
け、当該研究を説明をされ、當該研究を理解し、賛意を表す
う。

第5 用語の定義

(5) 個人情報 个人信息に關する情報であつて、当該情報等に記述するものと
しては、個人の姓名、生年月日等の個人情報を指す。
含む。死者を識別することができることができる場合に、
その個人を照合する場合に、組合せに必要な情報等を含む。

(17) 個人情報 生存する個人に關する情報であつて、当該情報等に記述するものと
しては、個人の姓名、生年月日等の個人情報を指す。
含む。死者を識別することができることができる場合に、
その個人を照合する場合に、組合せに必要な情報等を含む。

(6) 個人情報 生存する個人に關する情報であつて、当該情報等に記述するものと
しては、個人の姓名、生年月日等の個人情報を指す。
含む。死者を識別することができることができる場合に、
その個人を照合する場合に、組合せに必要な情報等を含む。

【規定なし】

(7) 匿名化 個人情報をから個人を識別することができることができる場合に、
その個人を付する番号又は番号を付する番号を付す
う。

(8) 匿名化 個人情報をから個人を識別することができることができる場合に、
その個人を付する番号又は番号を付す
う。

(9) 連結可能匿名化 個人情報をから個人を識別することができることができる場合に、
その個人を付する番号又は番号を付す
う。

(10) 連結可能匿名化 個人情報をから個人を識別することができることができる場合に、
その個人を付する番号又は番号を付す
う。

(11) 連結可能匿名化 個人情報をから個人を識別することができることができる場合に、
その個人を付する番号又は番号を付す
う。

(9) 連続不可能匿名化
個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

(20) 連続不可能匿名化
特定の個人を識別することができないよう、その人と新たに付された符号又は番号との対応表を残さない方法による匿名化をいう。

(10) 連続不可能匿名化
個人を識別することができないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

【特に定義を設けずに「有害事象」を用いている。】

(21) 有害事象
実施された研究との因果関係の有無を問わず、研究対象者に生じたすべての好ましくない（臨床検査値の異常を含しない）傷病又はその微候（臨床検査の異常を含む。）をいう。

(21) 有害事象
実施された研究との因果関係の有無を問わず、研究対象者に生じたすべての好ましくない（臨床検査値の異常を含む。）傷病又はその微候（臨床検査の異常を含む。）をいう。

< Q & A >
A 2-6 以下の通りです。
① 重篤な有害事象
① 有害事象の定義については、治験に関する ICH のガイドラインにおける次のような定義を参考にします。「医薬品が投与された患者又は被験者に生じたあらゆる好ましくない医療上のできごと。必ずしも当該医薬品の投与との因果関係が明らかなもののみを示すものではない。つまり好ましくない、あるいは意図しないための（臨床検査値の異常を含む）、症状、または病気のことであり、当該医薬品との因果関係の有無は問わない。」（「治験中に得られる安全性情報の取り扱いについて」平成7年3月20日薬審227号厚生省薬務局審査課長通知）ただし、薬物等を投与しない介入研究の場合には、「医薬品」を、「介入」に読み替えて対応いただきたいと思います。

ICH のガイドラインの定義においても、重篤な有害事象または副作用とは、医薬品が投与された（投与量にかかわらない）際に生じたあらゆる好ましくない医療上のできごとのうち、以下のものを言うと定義されています。

- a. 死に至るもの
- b. 生命を脅かすもの
- c. 治療のため入院または入院期間の延長が必要となるもの
- d. 先天異常を来すもの
- e. 永続的または顯著な障害・機能不全に陥るもの

有害事象のうち、以下の①から⑤のいづれかに該当するものを「重篤な有害事象」という。

- ① 死に至るもの
- ② 生命を脅かすもの
- ③ 治療のための入院又は入院期間の延長が必要となるもの
- ④ 永続的または顯著な障害・機能不全に陥るもの
- ⑤ 先天異常を来すもの

重篤度の評価においては、以上の考え方方が参考になると考えられます。

② 予期しない重篤な有害事象の考え方
ICH のガイドラインにおいては、次のように定義されており、この考え方方が参考になると考えられます。「「予測できない」副作用とは、副作用のうち、治療薬概要書に記載されていないもの、または記載されてもその性質や重症度が記載内容と一致しないものを言う。ある有害事象または副作用が予測できるか否かの判断は、次のような資料または状況に基づいて行われる。世界中のいかなる国においても市販されていない医薬品・コンセントの説明文書等において記載されてもその性質や重症度が記載内容と一致しないものを「予測できない」重篤な有害事象」という。

品については、治験薬概要書が基本的な資料となる。
既知で治験薬概要にも記載されている重篤な副作用でも、その特殊性や重症度に關して必要な情報が加わる。また、その報告は予測できない事象とみなす。例えば、ある治験薬概要書に記載されている以上に特に予測できない（限定的）か、または重症である事象は予する間質性腎炎の追加報告や、肝炎に対する劇症肝炎の追加などである。】

既承認の医薬品等に係わる臨床研究の場合は、治験薬等概要書の代わりに、添付文書等の情報をお考に参考するごとができると考えられます。また、その他の手術手技・添付文書に放射線治療等に係わる臨床研究には、危険及び必然的に伴う心身に対する不快な状態として臨床研究計画書に記載された情報に基づく判断することになります（第2(1)＜細則＞口参照）。

【規定なし】

【規定なし】

らない。なお、苦情等の窓口は、研究対象者等とて利用しやすいうように、担当者の配置、利用手続等に配慮しなくてはならない。

第1 基本的考え方方が遵守すべき基本原則

- 3 研究者等が遵守すべき基本原則
 - (2) 個人情報の保護
 - ② 研究者等は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 疫学研究に係る報告等
 - ② 研究責任者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、直ちに研究機関の長を通じ疫学審査委員会に報告しなければならない。

第1 基本的考え方

- 3 研究者等が遵守すべき基本原則及び倫理的妥当性の確保
 - (1) 疫学研究の科学的合理性及び倫理的妥当性の確保
 - ④ 研究者等は、法令、この指針及び研究計画に従つて適切に疫学研究を実施しなければならない。

【規定なし】

（4）研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正當ならぬ漏らしてはならない。研究実施に携わらなくてはならない。

【規定なし】

（5）研究者等は、研究に關連する情報漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。

【規定なし】

（6）研究者等は、臨床研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的情報源及び十分な実験に基づかなければなりません。

【規定なし】

（7）研究者等は、臨床研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的情報源及び十分な実験に基づかなければなりません。

（8）研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究に關する倫理その他の講習その他必要な教育を受けなければならない。

2 研究責任者の責務等

- （3）研究責任者は、臨床研究を実施し、又は継続するに当たり、臨床研究機関の長の許可を受けなければならない。

（4）研究責任者は、臨床研究計画において、臨床研究の実施計画及び作業内容を明示しなければならない。

第5 研究責任者の責務

- （1）疫学研究の科学的合理性及び倫理的妥当性の確保
- ③ 研究者等は、疫学研究を実施しようとするときの許可を受けるには、研究機関の長の許可を受けるべきも同様とする。

② 研究者等は、科学的合理性及び倫理的妥当性が認められない医学研究を実施してはならず、明確な研究の実施に当たっては、この点を踏まえねばならない。

規定なし】

第1 基本的考え方
⑤ 研究者等が遵守すべき基本原則
⑥ 研究成果の公表
④ 研究責任者は、研究対象者の個人に必要な措置を講じた上で、疫学表しなければならない。

第1 基本的考え方
 5) 研究者等が遵守すべき基本原則
 (4) 研究成果の公表
 研究責任者は、研究対象者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、疫学研究の成果を公表しなければならない。

〔規定なし〕

(1) 研究責任者は、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性を確保するため、必要な情報収集し、検討しなければならない。

(2) 研究責任者は、研究の倫理的妥当性又は科学的合理性を損なう事実や情報又は損なうおそれのある情報をであつて研究の継続に影響を与えると考へられ、研究を停止若しくは終了する場合には、遅滞なく、研究を得た場所に応じて、必要に応じて報告し、対して報告し、報告することができる。

3. 研究責任者は、臨床研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければならぬ。この場合において、研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと判断された場合は、臨床研究機関の長（以下「発表情報等」という。）について把握するとともに、把握した当該発表情報等について、臨床研究機関の長に対し、報告することが望ましい。

〔再掲〕倫理審査委員会による報告等
② 研究責任者は、研究対象者に危険の長をもたらす場合に、直ちに研究を中止する旨を報告する。

中止し、又は研究計画を変更しなければならない。

場合等緊急性の高い理由により当該臨床研究を中止又は終了した場合には、遅滞なく、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければならない。

【規定なし】

- (3) 研究責任者は、研究の実施又は損なうおそれの信頼のある情報について、研究計画にて、必要に応じて、研究を停止若しくは中止し、又は研究計画にて、研究を停止若しくはない。
- (4) 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも起これば、当該研究により十分な成果が得られたらしくないと判断されられる場合又は十分な成果が得られたらしくない。

【規定なし】

- (5) 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知つた場合には、速やかに、その措置を講じなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究計画に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を研究機関の長に報告しなければならない。
- (7) 研究責任者は、研究を終了(中止の場合を含む。以下同じ。)したときは、研究機関の長に必要な事項について報告しなければならない。

第2 倫理審査委員会

2 疫学研究に係る報告等

① 研究責任者は、研究期間が数年にわたり、研究計画書の定めるところにより、研究審査委員会を通じて研究実施状況報告書を倫理審査委員会に提出しなければならない。

- (8) 研究責任者は、他の研究機関と共同で研究を実施する場合には、侵襲を伴う研究の実施に係る情報等、当該研究に必要な情報等、当該研究を共有しなければならない。
- (9) 研究責任者は、研究を終了後遅滞なく、研究機関の長を通じて研究実施状況報告書を倫理審査委員会に提出しなければならない。

【規定なし】

- (10) 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究者に報告しなければならない。
- <細則>
2. 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究者に報告しなければ望ましい。

【規定なし】

- (11) 研究責任者は、当該臨床研究終了後ににおいても、被験者が当該臨床研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。
3. 研究実施後の研究対象者への対応
3. 研究を実施した場合には、当該研究実施後ににおいても、被験者が当該臨床研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。

- 2 研究責任者の責務等
- (7) 研究責任者は、臨床研究の適正性及び信頼性を確保するため、臨床研究の長に応じて、必要な機関に、必要な情報を収集し、検討してこれを報告しなければならない。
- (11) 研究責任者は、臨床研究が高いと判断される場合又は臨床研究により十分な成果が得られた場合は、終了しなければならない。

- (8) 研究責任者は、臨床研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知つたときは、直ちにその旨を臨床研究機関の長に通知しなければならない。

- (9) 研究責任者は、毎年一回、臨床研究の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況を臨床研究機関の長に報告しなければならない。また、臨床研究を終了したときは、臨床研究機関の長にそこの旨及び結果の概要を文書により報告しなければならない。

- (10) 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究者に報告しなければならない。

2. 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究者に報告しなければ望ましい。

- (13) 研究責任者は、当該臨床研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。

も、研究対象者が当該研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができない。なければならぬ。

めなければならない。

【規定なし】

第 6 研究機関の長の責務

1 研究に対する総括的な監督

(1) 研究機関の長は、実施を許可した研究について、適正に実施されよう必必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

4 研究機関の長の責務

- (1) 研究機関の長は、当該研究機関における研究の実施が、倫理的、法的又は社会的問題を引き起こすことなく、研究対象者の個人の尊厳及び人権を尊重し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 研究機関の長は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施しなければならない。
- (3) 研究機関の長は、業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなつた後も、同様とする。
- (4) 研究機関の長は、研究に係る一部業務には、委託を受けてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 4 個人情報の保護等

1 個人情報の保護に関する措置

- (8) 委託者の監督研究を行う機関の長は、委託された業務に關して取り扱われる個人情報及び個人情報の適切な取扱いが図られるよう、委託を行わなくてはならない。

第 4 個人情報の保護等

1 個人情報の保護に関する措置

- (1) 研究機関の長は、研究を適正に実施するためには、必要な体制・規程を整備しなければならない。
- (2) 研究の実施のための体制・手続の整備
- (1) 研究機関の長は、研究を適正に実施するためには、必要な体制・規程を整備しなければならない。

【規定なし】

- (2) 研究機関の長の責務等
- (1) 臨床研究の周知と倫理的配慮の実施
- (2) 個人情報の取扱いを委託された個人情報に対する対応
- (3) 臨床研究の実施に係る業務並びに個人情報の取扱いを委託された個人情報に対する対応
- (4) 組織の代表者等の責務等
- (1) 苦情の対応
- (2) 研究を行う機関の長は、研究対象者等からの苦情や等の窓口を設置する等、研究対象者等からの苦情や

- (3) 苦情・問い合わせ等に對応するための体制整備
- (4) 組織の代表者等の責務等
- (1) 苦情の対応
- (2) 研究を行う機関の長は、研究対象者等からの苦情や等の窓口を設置するための体制整備
- (3) 苦情・問い合わせ等に適切に對応するための体制整備
- (4) 組織の代表者等の責務等

問い合わせ等に適切かつ迅速に対応しなければならない。なお、苦情等の窓口は、研究対象者等にとって利用しやすいように、担当者の配置、利用手続等に配慮しなくてはならない。

等の対応の手順を定めるなど被験者等からのお苦情に備え、問い合わせ等に対応するためには必要な体制を整備しなければならない。

規定なし

(2) 研究機関の長は、当該研究機関の実施する研究対象者に生じた健康被害に講じられなければならない。

規定 [1]

(3) 研究機関の長は、研究結果等、研究に関する情報が適切に公表されることを確保しなければならない。

2 倫理審査委員会報告等
④ 疫学研究に係る報告等
疫学研究機関の長は、必要に応じ、当該研究機関に
おける研究のこの指針への適合性を評議會に提出する。

(4) 研究機関の長は、当該研究機関の研究が本指針に適合して、必要に基づき適切な評価を行なわなければならない。

個人情報の保護等

② 研究規程により、この章に定める権限又は事務を当該機関内の適当な者に委任することができる。

3 (1) 研究の許可等
3 (1) 研究機関の変更の許可を求める場合は、研究計画書に意見を書き、研究委員会に審査を依頼する。
3 (4) 優先実施の実施権は、研究者から研究課題の実施権を譲り受けた者に与えられる。

臨床研究機関の長の審査等

臨床研究機関の長の責務等
）臨床研究計画の審査
　臨床研究機関の長は、臨床研究計画がこの指針を適正な倫理に適合しているか否かその他について、あらかじめ、審査員会に審査を行わせなければならない。【以下略】

臨床研究機関の長の責務等に対する被験者の健闘の責任は、いかなる場合も、さへも、実施された研究の結果に起因する他の必要な措置が適切に講じられるべきである。

0) 自己点検 臨床研究機関の長は、必要に応じ、当該臨床研究機関における臨床研究がこの指針に適合していられるか否かを自ら点検及び評価を行わなければならぬ。

2) 研究者等の教育の機会の確保
臨床研究機関の長は、臨床研究の実施に先立ち、必修講習を受けるためには必要な措置をとらねばならない。

臨床研究機関の長の責務等
）臨床研究計画の審査
　臨床研究機関の長は、臨床研究計画がこの指針を適正な倫理に適合しているか否かその他について、あらかじめ、審査員会に審査を行わせなければならない。【以下略】

【規定なし】

(2) 研究機関の長は、研究責任者等から研究報告が報に意見を

に影響を与える場合には、必要に応じて倫理審査員会に、研究を
求め、その意見を尊重するところとし、適切な対応をとらなければ
研究の停止や原因究明等、厚生労働大臣等に報告しなければ
ならない。

【規定なし】

【規定なし】

第2 倫理審査委員会
2 疫学研究に係る報告等
⑦ 研究責任者は、疫学研究の終了後遅滞なく、研究結果の
概要を報告しなければならない。

【規定なし】

(3) 研究機関の長は、倫理審査委員会が行う調査に
協力しなければならない。

(4) 研究機関の長は、研究の実施の適正性又は研究を損な
結果の信頼を損なう事実や情報、又はこれらをいかに必要
なうおおそれの講じなけれども置を講じなければならない。

(5) 研究機関の長は、研究責任者から研究の終了に
ついて報告を受けたときは、当該研究に関する署査な
を行つた倫理審査委員会に報告しなければなら
い。

4 大臣への報告等
(1) 研究機関の長は、当該研究機関が実施しているし
又は過去に実施した場合には、速やかに指針に倫理もどど
ていいないこどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
委員会の意見を聞き、必要な対応には、その所長は科
不況・研究結果を厚生労働大臣(文部科学省厚生労働大臣等)に報告す
る機関があつては、「大臣」という。)に報告ししな
どともに、公表しなければならない。

【規定なし】

(2) 研究機関の長は、当該研究機関における研究が
本指針に適合していることについて、大臣又はその
委託する調査に協力しなければならない。

【規定なし】

(3) 研究機関の長は、侵襲(軽微な侵襲を除く。
を伴う研究であつて介入を伴うもののが発生した場合で
て、予測できない重篤な有効性の直接の因果関係が否定でき
あときには、3(2)の対応の状況・結果を公表しなければ
ならない。

(6) 倫理審査委員会への付議
臨床研究機関の長は、2(7)の規定により、研究
究任者から臨床研究の適正性及び信頼性を確保
るために必要な情報が報告されなければならない。【以下略】

(9) 厚生労働大臣等への報告

(11) 厚生労働大臣等の調査への協力

(9) 厚生労働大臣等への報告

① 臨床研究機関の長は、第1の3(1)①及びび
に規定する研究であつて、侵襲性を有するものに
おいて、予測する結果が発生した場合に、厚生労働大臣等は
その対応の状況・結果を公表し、その委託を受けた者(以下略)
いう。)に逐次報告しなければならない。

(11) 厚生労働大臣等の調査への協力

(9) 厚生労働大臣等への報告

① 臨床研究機関の長は、第1の3(1)①及びび
に規定する研究であつて、侵襲性を有するものに
おいて、予測する結果が発生した場合に、厚生労働大臣等は
その対応の状況・結果を公表し、その委託を受けた者(以下略)
いう。)に逐次報告しなければならない。

倫理審査委員会へ
についても必要な情報はない。

【規定なし】

- (3) 研究機関の長は、他の研究機関と共同して実施する研究による研究計画書を求めることがある。

3 研究機関の長による許可

3 研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の許可その他の実施に必要となる場合において、倫理審査委員会が不承認の意見を述べたときには、その実施を許可しない。

4) 研究機関の長による許可【再掲】
研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、研究計画の許可又は不許可その他の実験研究に必要な事項を決定しなければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会が不承認の意見を述べたときには、その実施を許可してはならない。

倫理審查委員會

- 第2 疫学研究に係る報告等
⑤ 研究機関の長は、③の倫理審査委員会の意見を尊重しつつ、④の点検及び評価の結果に基づき、必要に応じて、当該研究計画の変更、中止その他の研究に關し必要な事項を決定しなければならない。

⑦ 研究責任者は、疫学研究の終了後遅滞なく、研究機関の長を通じ倫理審査委員会に研究結果を報告しなければならない。

- (1) 研究終了後の対応
研究終了したときは、研究が終了したときには、研究責任者から（1）の規定による審査及びその旨を報告しなければならない。

(2) 研究機関の長は、研究責任者から（1）の規定による審査及びその旨を報告しなければならない。

第一章 基本的著述方

- 第1 基本的考え方
③ 研究者等が遵守すべき基本原則
② 研究者等は、研究対象者に対する説明の内容、同意の確認方法その他のインフォームド・コンセントの手続に関する事項を研究計画書に記載しなければならない。

研究者等の責務等

- 8 研究計画の記載事項
(1) 研究計画書（試料・情報の収集・分譲を行う機関における研究計画書を除く。）は、以下の内容を含まなければならない。

第2 研究者等の責務等
第2 研究責任者等は、被験者に対する説明の内容、(1)研究の確認方法、その他のインフォームド・コンセントの手続に必要な事項を臨床研究計画に記載

この場合において、第1の3(1)①に規定するあじなちは、被害者に施を臨床研究に伴う実施の目的とした研究を除く。この研究では、被害者は、被害者の健康を診断するための保険その他の研究の実施に伴う他の研究の実施の目的とした研究を除く。この研究では、被害者は、被害者の健康を診断するための保険その他の研究の実施に伴う他の研究の実施の目的とした研究を除く。

研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究するごとに変更できる。ただし、指針において記載している事項及び倫理審査委員会の審査を受けることとされなければならない。

- ・ 研究対象者の選定方針
- ・ 研究の意義、目的、方法、期間、個人情報保護の方法
- ・ 研究機関等の名称（共同研究機関を含む。）
- ・ 研究者等の氏名
- ・ インフォームド・コンセントのための手続（インフォームド・コンセントを受ける場合にはその理由及び当該研究の実施について公開すべき事項の通知又は公表の方法）
- ・ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び同意書
- ・ 研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態が起こりうる場合の、当該研究に伴う補償等の対応
- ・ 当該研究に係る資金源、起こりうる利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- ・ 資料の保存及び使用方法並びに保存期間
- ・ 研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けないで試料等を利用する場合、研究が公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である理由。代諾者を選定する場合にはその考え方

＜細則＞ 臨床研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下とのおりとする。ただし、臨床研究の内容に応じて変更できるものとする。

- ・ 被験者の選定方針
- ・ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間、当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然的に伴う心身に対する不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、当該臨床研究に係る個人情報の保護の方法（被験者を特定できる場合の取扱いを含む。）
- ・ 共同臨床研究機関の名称
- ・ ロイドの氏名
- ・ インフォームド・コンセントのための手続
- ・ ハニーフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び同意文書（観察研究においても、試料等の採取に侵襲性を伴うものについては、第1の3(1)①及び②に規定する研究と同様に十分な記載を行うよう留意すること。）
- ・ ハニーフォームド・コンセントを除く。）にあっては、当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- ・ チー第1の3(1)①に規定する研究（体外診断を目的とした研究を除く。）にあっては、当該臨床研究に伴い被験者に生じた健康新規のための保険等必要な措置（第1の3(1)①に規定する研究のうち体外診断を目的とした研究及び第1の3(1)②に規定する研究については、補償の有無。）
- ・ リテラリの保存及び使用方法並びに保存期間
- ・ リテラリの代諾者を選定する場合はその考え方
- ・ リテラリの「被験者からインフォームド・コンセントを受けることにおける困難な場合」
- ・ リテラリの当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由

- ・ インフォームド・コンセントを受ける場合にはその旨及びその内容
- ・ リテラリの代諾者等の選定による手続（第12及び13の規定による手続並びに説明及び同意に係る事項を含む。）
- ・ リテラリのインフォームド・アセントを得る場合には、第13の規定による手続（説明に経済的負担又は謝礼がある場合に、その旨及びその内容）を伴う研究の場合は、当該研究によって研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合に、その旨及びその内容
- ・ リテラリの「軽微な有病状態を除く。」を伴う研究の場合は、当該研究には、被験者の有無及び内容に応じた健康新規の有病状態に対する補償の有無及び内容
- ・ リテラリの「重篤な有病状態を除く。」を伴う研究の場合は、当該研究には、被験者の有無及び内容に応じた健康新規の有病状態に対する補償の有無及び内容
- ・ リテラリの「生じ通常の診療行為を超える医療行為を伴う研究の場合は、研究実施後ににおける医療の提供に関する対応の研究の実施に伴い、研究対象者の健康、子孫に

【規定なし】

規定なし】

- ② 収集・分譲・分譲の目的及び意義
③ 収集・分譲の利用目的試料・情報の種類
④ 試料集・集に規定する手続による規定による説明及
⑤ 第12の規定による手続は、第12の規定による手續を含む。
⑥ 方法試料集・分譲に相反する状況
⑦ 第12の規定による手續を含む。
⑧ 利研究対象者等及びその関係者からの相談等へ
⑨ 研究の実施に伴い、研究対象者の健康、見が得ら
⑩ 研究の要要等、研究に係る研究の取扱い
⑪ 受ける可能(偶発的に生じる総合的評価、当該負担及
⑫ スクリスクを最小化する対策
⑬ 合には、その旨及びその内容
⑭ 研究対象者から取得された試料・情報についての研
て、同意を受ける時点では特定されない将来性があ
てのためには、その旨と同意を受ける時点において
想定される場合には、その旨と同意を受ける場合

第9章 研究に関する登録・公表

第9章 研究に関する登録・公表

第2 研究者等の業務等

第1表 基本的研究者が遵守すべき基本原則
(4) 研究対象者への影響上での措置を明らかにせねばならぬ。

2 研究結果者のは、個人該（うう）連（れん）は、
研究責任者上で、侵入をは、
研究対象に。つたたら
研究講（こう）ああ行（ゆき）ばなれ

2 研究結果の公表 研究責任者は、研究が終了したときは、遅滞なく、置きっぱなしで、必要な措置をとらねばならぬ。研究結果は、個人情報等の保護のためには、公表しない。該当する場合は、公表を除く。) を終ったときには、遅滞なく、運営費を徴収して、結果を公表する。)) を終ったときには、遅滞なく、運営費を徴収して、結果を公表する。

(7) 研究者等の個人情報の保護に係る責務等は、次のとおりとする。

- ① 研究者等は、臨床研究の結果を公表する場合は、被験者を特定できないように行わなければならぬ。

第4章 倫理審査委員会の設置等

第4章 倫理審査委員会 第10 倫理審査委員会の設置等
1 倫理審査委員会の要件 ① 倫理審査委員会の設置者は、以下に掲げる①から③のうちの1つを満たしていないなければならない。
2 倫理審査委員会を中立的かつ公正に運営する能力があること
3 倫理審査委員会を継続的に運営する能力があること

第1 基本的考え方

3 用語の定義

(3)倫理審査委員会【抜粋・再掲】
次に掲げる者が設置した合議制の機関（次に掲げる者が合同で設置した臨床研究機関の長）をいう。

① 一般財団法人又は一般財団法人
② 特定非営利活動法人（平成10年法律第7号）
③ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
④ 医療関係者により構成された特定非営利活動法人
⑤ 私立学校法（昭和24年法律第270号）
⑥ 独立行政法人（医療機関を有するものに限る。）
⑦ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
⑧ 第2条第1項に規定する独立行政法人（医療機関を有するものに限る。）

第1章 基本的考え方

第1 基本的考え方

(3) 用語の定義 委員会【抜粋・再掲】
次に掲げる者者が設置した合議制の機関（次に掲げる者者が合同で設置した場合を含む。）をいう。

① 臨床研究機関の長
② 一般社団法人又は一般財團法人
③ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
④ 医療関係者により構成された学術団体
⑤ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（医療機関を有するものに限る。）
⑥ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（医療の提供等を主な業務とするものに限る。）
⑦ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（医療機関を

有するものに限る。)
⑧ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（医療機関を有するものに限る。）

【規定なし】

2 倫理審査委員会の設置者者の責務、倫理審査委員会に事務を定め、当事務に従事する組織及び倫理審査業務を行わせなき者に者に
(1) 倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に
(2) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に

【規定なし】

(2) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に
(3) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に
(4) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に

第2 倫理審査委員会

1 倫理審査委員会の運営
(2) 倫理審査委員会の運営に関する規則、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開されなければならない。
2 倫理審査委員会の運営に関する規則、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開されなければならない。
3 倫理審査委員会の運営に関する規則、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開されなければならない。
4 倫理審査委員会の運営に関する規則、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開されなければならない。

【規定なし】

(4) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に
(5) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に
(6) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会に委嘱する会員の規程に従事する委員会の委員及びその業務を行わせなき者に者に

(3) 倫理審査委員会の設置者は、(2)に規定する倫理審査委員会の手順書、委員名簿及びその記録の概要を公表しなければならない。
(4) 倫理審査委員会の設置者は、(2)に規定する伦理審査委員会の委員名簿、開催状況その他必要な事項を毎年一回厚生労働大臣等に報告しなければならない。

(8) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会の教育及び研修に努めなければならない。

(7) 倫理審査委員会の設置者は、当該倫理審査委員会がこの指針に適合しているか否かについて、厚生労働大臣等が実施する調査に協力しなければならない。

(1) 倫理審査委員会は、臨床研究機関の長から臨床研究計画がこの指針に適合しているか否かその他の研究実施に必要な事項について、厚生労働大臣等が実施する調査に協力しなければならない。

第11 倫理審査委員会の役割・責務等

1 役割・責務
(1) 倫理審査委員会は、研究機関の長から研究計画の適否づき、倫理的観点及び科学的観点から、研究に基づく情報も正しく、倫理的に問題ない。

七

- 2 疫学研究に係る報告等
③ 倫理審査委員会は、研究責任者から①又は②の規定により研究実施状況報告書の提出又は報告を受けたときは、研究機関の長に対し、当該研究計画の変更、中止その他の疫学研究に關し必要な意見を述べることができる。

(2) 倫理審査委員会は、(1)により審査を行つた要変更の観点から必要性を計画研究して対応する。

(1) 倫理審査委員会の責務及び構成
③ 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職務を正當後も同様退いた後も同様する。

(5) 倫理審査委員会の規定なし

- (5) 倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によつて、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。

2 構成及び会議の成立要件

(1) 倫理審査委員会の責務及び構成

① 倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によつて、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成されなければならない。

② 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等、自然科学の専門家等、人文・社会学科の専門家等、法律学の専門家等、人文・社会学科の有識者が含まれていること

③ 研究対象者との会議が含まれていること

④ 倫理審査委員会が複数含まない機関に組織されていること

⑤ 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ、その構成員は男女両性で構成されなければならない。

1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識者、法律学の専門家等人文・社会学科の有識者から構成され、かつ、その構成員として含まれなければならない。また、その構成員は男女両性で構成されなければならない。

2. 倫理又は探査の際には、自然科学分野だけではなく、人文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が名以上出席していなければならない。

<細則>

2) ① 倫理審査委員会の運営
② 番査対象となる研究計画に關係する委員は、當

- (2) 審査の対象となる研究者等は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席して、(3) 臨床研究機関の長など審査対象となる臨床研究に携わる研究者等は、当該臨床研究に参加して

該研究計画の審査に関与してはならない。ただしこの会議に出席し、倫理審査委員会の求めに応じて、出席し、説明することを妨げない。

【規定なし】

(3) 審査を依頼した研究機関の長は、倫理審査委員会たる旨を記載する旨を、当該研究に開示するに応じて、その会議に出席し、説明することができる。

【規定なし】

(4) 倫理審査委員会は、研究対象者とする研究の審査を行なう際は、当該社会的に弱い立場に有する者について見識を求めるべきである。

【規定なし】

(5) 倫理審査委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めるべきである。

【規定なし】

(6) 倫理審査委員会の意見は、原則として、全会一致をもって決定する。ただし、全会一致が困難な場合には、出席委員会の大数の意見によるべきである。

【規定なし】

(2) 倫理審査委員会の運営
④ 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査による迅速審査に付する事項は、委員長が指名する委員を定めることができる。迅速審査の結果は、その審査のすべての委員に報告されなければならない。

【規定なし】

(2) 倫理審査委員会の運営
④ 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査による迅速審査に付する事項は、委員長が指名する委員を定めることができる。迅速審査の結果は、その審査のすべての委員に報告されなければならない。

【規定なし】

(3) 迅速審査
① 倫理審査委員会は、以下の①から④のいずれかに該する場合に、迅速審査（以下「迅速審査」という。）を行う。
② 共同研究計画の承認を受けた臨床研究計画を他の共同審査委員会の承認を受ける場合の迅速審査
③ 侵襲及び介入を伴わない研究に関する審査
④ 軽微な侵襲を伴う研究であつて介入を伴わないものに關する審査

【規定なし】

(3) 迅速審査手続による審査に付する事項は、一般的に以下のとおりである。
① 研究計画の軽微な変更の審査
② 共同研究計画の承認を受けた研究計画を他の分担研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査
③ 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や社会的可能な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査

4 研究機関の長の責務

(3) 倫理審査委員会への付議
研究機関の長は、研究者等から3(1)③の許可を

はならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することはできる。

4. 臨床研究機関の長は、必要に応じ、会議に出席することはできる。ただし、当該者は倫理審査委員会の委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。

(9) 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付することとする。迅速審査の結果については、その審査を行つた委員以外のすべての委員に報告されなければならない。

3 臨床研究機関の長の責務等
(4) 臨床研究計画の審査
臨床研究機関の長は、臨床研究計画がこの指針に

求められたときは、倫理審査委員会の意見を聽かなければならぬ。【再掲】

たゞ、次の限りでない。

① 倫理審査委員会に属する者その他の者のうちから倫理審査委員会があらかじめ指名する者(②)が、おいて「あらかじめ指名する者」という。が、当該研究計画が次に掲げるるに該当する研究計画については、この限りでない。

ア 他機関において既に連絡可能匿名化され
しており、倫理審査委員会への付議を必要としないと判断した場合

イ 他機関を収集するもの、無記名調査を行ふものであ
る。その他の個人情報を取り扱わないものである。

ウ 調査研究であつて、人体への負担又は介入を伴わぬものである。

エ 研究対象者の意思に回答が委ねられてゐる場合

② あらかじめ指名する者が、研究者の診療報酬等が所属する医療機関内の患者の診療報酬等を要するにあたって、倫理審査委員会へ提出し、単純な統計処理等の付議を経て、審査して、断りたり。

③ 次に掲げる事項についての規定を含む契約のみを受託する場合、データの安全管理措置を実施する旨を記載する。
ア データの安全管理措置
イ 守秘義務

規定なし】

② あらかじめ指名する者が、研究者等が所属する医療機関内の患者の診療録等の情報を探して、専ら集計、単純な統計処理等を行おう研究で判断し、専門審査会への付議を必要としないとした場合

③ 次に掲げる事項についての規定を含む契約に基づき、データの集積又は統計処理のみを受託する場合 ア データの安全管理
イ 守秘義務

第3章 インフォームド・コンセント等

第5章 インフォームド・コーション等

第4章 インフラームド・コンセント

1 研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等
研究対象者がからインフォームド・コンセントを受ける。原則として次に定めるところによる。
下略】

第12 インフォームド・コンセントを受ける手続等
1 インフォームド・コンセントを受ける手続等
研究対象者が研究を実施しようとすると、又は既存試料・情報を提供し、以下のようにして、以下に掲げる手続に従つて、あらかじめ試料・情報を提供する。原則として次に定めた供を行なう場合にあつては、この限りでない。

(1) 介入研究を行う場合
① 人体から採取された試料を用いる場合
ア 試料の採取が侵襲性を有する場合(採血の場合等をいう。以下同じ。)
イ 試料の採取者が長期間性を原則とする場合
ア 試料の採取が長期間性を原則とする。この場合における同意を受けるべき文書により同意を受ける。必要はないが、研究対象者等は、説明の内容を及ぼすならば、方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。

イ 試料の採取者が長期間性を有しない場合
ア 試料の採取者が長期間性を原則とする。この場合における同意を受けるべき文書により同意を受ける。必要はないが、研究対象者等は、説明の内容を及ぼすならば、方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。

(2) 介入研究を行なわない場合
ア 個人単位で行なう介入研究の場合

イ 集団単位で行なう介入研究の場合
ア 研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。この場合における同意を受けるべき文書により同意を公開し、及び研究対象者となる者が研究対象者となることを原則とする。

イ 研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合における同意を受けることを原則とする。この場合における同意を受けるべき文書により同意を公開し、及び研究対象者となる者が研究対象者となることを原則とする。

(2) 観察研究を行う場合
① 人体から採取された試料を用いる場合
ア 試料の採取が侵襲性を有する場合
イ 文書により説明し文書により同意を受ける。方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。

1 被験者からインフォームド・コンセントを受ける手続
研究対象者が研究を実施しようとすると、又は既存試料・情報を提供し、以下のようにして、以下に掲げる手続に従つて、あらかじめ試料・情報を提供する。原則として次に定めた供を行なう場合にあつては、この限りでない。

(1) 介入を伴う研究の場合
① 研究者等は、被験者(1)の規定により文書認に由り説明した内容を理解していることを確認した上で、自由意思によるインフォームド・コンセントを文書で受けなければならない。

(2) 観察研究の場合
ア 人体から採取された試料等を用いる場合
イ 研究者等は、文書により説明されることは、被験者からなければならない。
ア 同意を受ける方法により、受けなければならぬ場合に、3に掲げる事項に基づいて口頭でインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。

試料の採取が侵襲性を有しない場合、研究対象者からオンラインフォーム・コンセンサントを受けることを原則とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受けることが必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

オームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

は、文書による説明及び文書による同意に代りて、記録を作成する。

② 人体から採取された試料を用いない場合

ア 既存資料等以外の情報に係る資料を用いる場合

イ 観察研究の場合

ウ 研究対象者からオンラインフォーム・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合に研究対象者と研究者との間で、当該研究の目的を明確に示すとともに、研究の実施による影響を十分に説明する必要がある。

第4個人情報の保護等

第4 個人情報の保護等
第2 資料のからは、研究開始前に人体利用を受けることを許可する旨の同意書を提出する。
(2) 研究者等に当該同意書を記載する試験料の利用を認めることとする。

② 人体から取得された試料を用いない研究
ントを受けることを利用目的を公開し、研究者等が拒否されなければならない。

(2) 自らの研究機関において保有しようとする場合のインフォームド・コンセント試料を用いる研究においては、（ア）人体から取った試料を用いて研究機関を実施する場合の情報と（イ）人体から取った試料を用いて研究機関を実施する場合の情報とに分類される。

（ア）自らの研究機関において保有しようとする場合のインフォームド・コンセント試料を用いる研究においては、（ア）人体から取った試料を用いて研究機関を実施する場合の情報と（イ）人体から取った試料を用いて研究機関を実施する場合の情報とに分類される。

（イ）自らの研究機関において保有しようとする場合のインフォームド・コンセント試料を用いる研究においては、（ア）人体から取った試料を用いて研究機関を実施する場合の情報と（イ）人体から取った試料を用いて研究機関を実施する場合の情報とに分類される。

② 当該試料が①に該当しない場合において、試料の利用目的を明示され、試料の利用目的と該当の関連性があると認める旨を記載する。当該試料が該当しない場合は、該当の研究の実施についての要件を満たして試料を公開していること。

② 当該試料等が①に該当しない場合における利用が明示されない場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を開示していること。

イ その同意があると合理的に認められること。

③ 当該試料等が①及び②に該当しない場合にお

(ウ) 人体から取得された試料が(ア)及び(イ)

2

人体から採取された試料等を用いない場合、この研究の実施についての情報をお聞きください。

ア、次に掲げる要件を満たしていること。
イ、当該医学研究の実施について資料の利用目
的を含む情報を開示していること。
ウ、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、研究対象者等の同意を得ること。
エ、研究対象者となる者とを拒否できるようにすること。
オ、公衆衛生の向上のための研究が実施される場合であつて、研究対象者等の同意を得ること。

に該当しない場合において、以下の①から③の要件全てを満たしていること。

① 当該研究の実施について人体から取得していられた試料の利用目的を含む情報を公開すること

② 研究を実施されることについて研究対象者が拒否できる機会を保障すること

③ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、研究対象者等の同意を受けること

いて、次に掲げる要件を満たしていること。
ア 当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開すること。
イ 被験者と異なるようにすること。
ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であること。
難

第3 研究対象者からオンライン・コムド・コンセント等の研究手続等における観察研究を行う場合【再掲抜粹】

(2) ② イ 人體から資料等のみを用いる観察研究の場合
既存研究におけるデータをもとに、該研究の目的を達成するための実施方法を述べる。

人体から取扱された試料を用いない研究
研究者等は、必ずしもインフルエンザウイルスを受けることとを要するが、研究には連絡をい
・コンセントを置く場合には、研究には連絡を保有しない場合又は、研究には連絡を実施される機
会を実現するための情報が匿名化されてしまう。) さて、この匿名化された情報は、利用目的を実現する
う。) 研究についての情報は、研究対象者等が拒否できない。
該研究に保証する。

第4 個人情報の保護等の資料の利用

3 他の機関等の資料の提供を行なう場合に当たる者は、所長に研究開発部門の資料を提出する旨の同意書を提出する。

(2) 既存資料による研究用に供する場合は、所長に研究開発部門の資料を提出する旨の同意書を提出する。

試料等の保存及び他の機関の利用 (2) 既存試験結果等の提供
試料等の試験結果等の提供を行ふ場合には、及ぼす影響を考慮する。この場合に於ける試験結果等の提供は、原則として該当する。ただし、次の場合には、試験結果等の提供を行ふことはできない。
1) 既存試験結果等の提供を行ふ場合には、及ぼす影響を考慮する。この場合に於ける試験結果等の提供は、原則として該当する。ただし、次の場合には、試験結果等の提供を行ふことはできない。

① 当該資料が匿名化されていること（連結不可能をは一部に全員の個人情報を含む場合）、当該資料が人体から採取された試料である旨を報告しなければならない。

② 当該資料が①に該当しない場合において、次に

② 当該試料等が①に該当しない場合において、次

掲げる要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認を得て、所属機関の長の許可を得ていること。

- ア 当該研究の実施及び資料の提供について以下の情報があらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。
① 所属機関外の者への提供を用意とすること
・ 所属機関外の者による個人情報の項目
・ 所属機関外の者への提供の手段又は方法
・ 研究対象者等の求めに応じて当該研究対象者が識別される個人情報の研究機関外の者への提供を停止すること

イ 研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようするること。

- ③ 社会的に重要な疫学研究に用いるために他の人の健康に関する情報が提供され、当該情報の内容により①及び②によるとするこども適切な措置を講じることには、その他の理由により①及び②によるとするこども適切な措置を講じることには、必要な範囲で他の組織の承認を得て、所属機関の長の許可を得ること。

く既存資料等の提供に当たっての措置に関する細則>
2 倫理審査委員会は、③により、他の適切な措置を講じて、当該資料を提供することを認めるとときは、当該資料の提供が、インフォームド・コンセントの簡略化等に関する細則の①から⑤までのすべての要件を満たすよう留意すること。

て、以下の(ア)及び(イ)の要件を満たしていっていることについて倫理審査委員会の承認を得て、所属機関の長の許可を得ていること。

(ア)当該研究の実施及び既存試料・情報の提供について以下の情報があらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。
① 既存試料・情報の提供を行う機関外の者への提供を用意すること
② 既存試料・情報の提供を行う機関外の者による個人情報の項目
③ 既存試料・情報の提供を行う機関外の者への提供の手段又は方法
④ 当該研究対象者等の代理人の求めるところがでできるう機関外の者への提供を停止すること

(イ)研究を実施されることについて研究対象者等が拒否できない機会を保障すること。

ウ 社会的に重要な研究に用いられる情報及びが提供され、当該研究の方法及び内容、当該情報の内容により①及び②によるとするこども適切な措置を講じることには、必要な範囲で他の組織の承認を得て、所属機関の長の許可を得ること。

なお、この場合には、6(1)の①から④の要件を満たさなければならぬ。また、6(2)2.倫理審査委員会は、上記③により、他の適切な措置を講じて試料等を提供するこどとを認めるとときは、当該臨床研究及び試料等の提供が、①から⑤までの全の要件を満たすよう留意すること。

- ③ 社会的に重要な臨床研究に用いるため人の健康に関する情報が提供され、当該情報の内容により①及び②によるとするこどとができないときには、当該臨床研究及び試料等の提供が、①から⑤までの全の内容その他の理由により①及び②に必要な範囲で他の組織の承認を得て、所属機関の長の許可を受けること。
① 当該臨床研究が、被験者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容される種類のもの）を超える危険を含まないこと
② 当該方法によることが、被験者の不利益とならないこと
③ 当該方法によらなければ、実際に、当該臨床研究を実施できず、又は当該臨床研究の価値を著しく損ねること
④ 一般的に適切な場合には、常に、次のいずれかの措置ア、被験者が含まれる集団に対し、試料等の収集・利

に掲げる要件を満たしていっていることについて倫理審査委員会の承認を得て、所属する組織の代表者等の許可を得ていること。

- ア 当該臨床研究の実施及び試料等の提供について以下の情報があらかじめ被験者等に通知し、又は公開していること。
・ 所属機関外の者への提供を利用する目的としていること
・ 所属機関外の者に提供される個人情報の項目
・ 所属機関外の者への提供の手段又は方法
・ 被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個人情報の提供を停止すること

イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようすること。

- ③ 社会的に重要な臨床研究に用いるため人の健康に関する情報が提供され、当該情報の内容により①及び②によるとするこどとができないときには、当該臨床研究及び試料等の提供が、①から⑤までの全の内容その他の理由により①及び②に必要な範囲で他の組織の承認を得て、所属機関の長の許可を受けること。
① 当該臨床研究が、被験者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容される種類のもの）を超える危険を含まないこと
② 当該方法によることが、被験者の不利益とならないこと
③ 当該方法によらなければ、実際に、当該臨床研究を実施できず、又は当該臨床研究の価値を著しく損ねること
④ 一般的に適切な場合には、常に、次のいずれかの措置ア、被験者が含まれる集団に対し、試料等の収集・利

用の目的及び内容を、その方法も含めて広報すること
ができるだけ早い時期に、被験者に事後説明を与えること
は、長期間にわたって継続的に試料等が収集又は利用
される場合には、社会に、その実情を、試料等の収
集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、周知さ
れる努力を払うこと
⑤ 当該臨床研究が社会的に重要性が高いと認められるこ
とのである。

第3 研究対象者からオンラインフォーム・コンセント等による手続等を行う場合【再掲抜粋】

(2) 調査研究を行なう場合

① 人体から採取された試料を用いる場合

イ 試料の採取が侵襲性を有しない場合

ア 研究対象者からオンラインフォーム・コンセントを受ける。この場合において、文書により説明し文書により同意の内容を及ぼさなければならぬ。

② イ 人体から採取された試料を用いない場合 既存資料等からそれを用いる観察研究の場合 既存資料等からそれを用いる場合 コンソーントにての場合をも要しない。この場合を研究対象とすることを必要とする。当該研究の目的を公開しなければならない。

第4個人情報の保護に関する規則

① 研究を行う機関の長は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

② 研究を行う機関の長は、個人情報の利用目的と相連性を有すると合理的に認められた場合には、変更前の利用目的を超えて行なう。

2 研究計画の変更研究等には、はるいんじんなど、原創的で、手に届かない。

第1章 基本的研究者等が遵守すべき基本原則

第4 説明事項
(1) インフォームド・コンセントを受ける際の説明
は、以下の内容を含まなければならない。
① 被験者からインフォームド・コンセントを受けた手続

(1) 研究者に対する説明の内容は、一般的に以下の事項を含むものとする。
(5) 研究者等は、当該臨床研究を実施する場合には、被験者に對し、該研究の目的、研究対象者から得られた試料の利用目的を定めた上で、研究対象者に該研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。

<イントロダクション>
(5) 研究者等は、被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下とおりとする。ただし、該研究の内容に応じて変更できるものとする。
(5) 研究者等は、当該被験者が与えられたインフォームド・コンセントによる危険、必然的対応、臨床研究終了後の対応、不快な状態、賃償の有無その他必要な事項について、いつでも不利益を受けることを説明しなければならない。

<細則>
(5) 研究者等は、被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下とおりとする。ただし、該研究の内容に応じて変更できるものとする。
(5) 研究者等は、該研究への参加は任意であることをもって不利益な対応を受けないこととし、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤回することができる。

イ 一 被験者として選定された理由
ロ 二 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間
ハ 三 被験者等の氏名及び職名
ホ 四 研究対象者から得られた試料
ヘ 五 研究の実施に同意した旨並びにその理由
チ 一 被験者等の希望により、他の被験者の個人情報保護や当該臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲内で、当該臨床研究計画及び当該臨床研究の方法に関する資料を入手又は閲覧することができること
リ 二 個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利用目的が妥当であること等について倫理審査委員会で審査した上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する可能性があること

又 三 当該臨床研究の成果により特許権等が生まれた場合の可能性があること及び特許権等が生まれた場合の権利等の帰属先
ル 四 当該臨床研究に係る資金源、起因する利害の衝突及び研究対象者等の関連組織との関わり

ヲ 五 当該研究に係る危険並びに必然的に伴う不快な状態が起きた場合の、当該研究に伴う不利益を受けることのない旨
ワ 一 研究対象者等の研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。

ヲ 二 研究対象者等の研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。

ヲ 三 研究対象者等の研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。

ヲ 一 研究対象者等の研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。

ヲ 二 研究対象者等の研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。

- ① 研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の許可を受けている旨
② 研究の目的及び方法、期間
③ 研究への参加が任意であること
④ 研究対象者から得られた試料
⑤ 研究の利用目的を含む。) 及び期間
⑥ 研究対象者として選定された理由並びに予測されるリスク及び利益
⑦ 研究を実施又は継続されることを撤回できることが困難なことがあつてもあつても隨時これを講じることの理由
⑧ 研究を実施又は継続されることによつて研究対象者に不利益を受けることのない旨
⑨ 研究を実施又は継続されることによつて研究対象者に不利益を受けることのない旨
⑩ 研究を実施又は継続されることによつて研究対象者に不利益を受けることのない旨
⑪ 研究を実施又は継続されることによつて研究対象者に不利益を受けることのない旨
⑫ 研究を実施又は継続されることによつて研究対象者に不利益を受けることのない旨
⑬ 研究を実施又は継続されることによつて研究対象者に不利益を受けることのない旨

<イントロダクション>
(5) 研究者等は、該研究の実施に同意した旨並びにその入手を含むものとする。
研究対象者として選定された理由
当該研究の目的、意義及び方法、期間
研究への参加が任意であること
当該研究の実施に同意しない場合であつても何らも何らも利益を受けることはないこと。
研究対象者が当該研究の実施に同意したことにより、当該研究に参加することにより期待される利益及び利益を受けることはないこと。
当該研究並びに必然的に伴う不快な状態が起きた場合の、当該研究に伴う不利益を受けることのない旨
当該研究に係る危険並びに必然的に伴う不快な状態が起きた場合の、当該研究に伴う不利益を受けることのない旨
当該研究に係る資金源、起因する利害の衝突及び研究対象者等の関連組織との関わり
個人情報の取扱い
研究対象者等からの開示の求めに対し開示ができる旨
研究対象者等からはじめ想定される事項がある場合は、当該事項及び理由
研究対象者を特定できないようにした上で、研究の成果が公表される可能性があること。

ヲ 一 研究対象者等の研究の実施に同意した上で、当該臨床研究の成績が公表される可能性があること
ル 二 当該臨床研究に係る資金源、起因する利害の衝突及び研究対象者等の関連組織との関わり
ワ 一 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間
カ 二 当該臨床研究に關する問い合わせ、苦情等の窓口の窓口の窓口

代諾者から同意を受ける場合は、研究の重要性、必要不可欠性個人情報を第三者（代諾者を除く。）へ提供する事能性があり、第4の1（9）①のアからエに掲げる個人情報の項目以外当該内容（第三者へ提供される個人情報の項目など）共同研究を行う場合は、①共同研究であること、②共同して利用される個人情報の項目、③共同して利⽤する者の範囲、④利⽤する者の利⽤目的及び⑤当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称第4の1（10）②、（11）①、（12）①又は（13）①若しくは②規定による求めに応じる手続（（16）の規定により手数料の額を定めたときはその手数料の額を含む。）個人情報等の取扱に関する苦情の申出先資料の保存並びに使用方法間に保存期間研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利⽤の可能牲と予測される研究内容を含む。）

相談等への対応
研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の診療を超える医療行為を伴う医療実施の場合に提げられる可能性が得られることに伴い、研究対象者の健康、子孫に得られる結果を伴う遺伝の場合見を含む。）の取扱い受ける研究結果を伴う被験者から取得された試料・情報将研究について研究対象者から受け取れる可能性又は他の研究と同様に特定されない研究では、その言ふ内容を伴う研究である場合には、内容であつた研究を除く。）を研究対象者のに従事員が保全されるとともに、モニタリングや倫理審査監査する者並びに倫理審査する試料・情報を閲覧する旨

第1の3（1）①に規定する研究（体外診断を目的とした研究を除く。）にあつては、当該臨床研究に伴い被験者に生じた健康新たの補償のための保険等必要な措置（第1の3（1）①に規定する研究のうち体外診断を目的とした研究及び第1の3（1）②に規定する研究にあつては、補償の有無。）
観察研究にあつては、試料等の採取が侵襲性を有する場合には、補償のための保険等必要な措置の有無・コンセントを受け十分な説明の上、インフォームド・コンセントを受けるよう留意すること。
【被験者からインフォームド・コンセントを受けること】
当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究へ困難な場合レ 当該臨床研究を実施するにあたり必要不可欠な理由

（3）第1の3（1）①に規定する研究（体外診断を目的とした研究を除く。）を実施する場合には、被験者に生じた健康新たの他に必要な措置の有無・コンセントを受けること。当該補償のための保険その他の明確を示すために十分な説明を行い、被験者の同意を受けること。
レ 当該臨床研究を実施するにあたり必要不可欠な理由

【規定なし】

同意を受ける時点で特定された研究への
試料・情報の利用の手続
研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利⽤の可能牲と予測される研究内容を含む。）
可能が特定されるとともに、モニタリングや倫理審査監査する者並びに倫理審査する試料・情報を閲覧する旨

4 同意を受ける時点で特定された研究への
試料・情報の利用の手続
研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利⽤の可能牲と予測される研究内容を含む。）
可能が特定されるとともに、モニタリングや倫理審査監査する者並びに倫理審査する試料・情報を閲覧する旨

5 緊急状況下に実施する研究における取り扱い
研究緊急状況下に研究を実施しよどする場合にあし
よつて、ときには、同意を受けることとするには、研究を実施した場合には、研究計画を作成又は変更し、研究の内容についての情報を作成し、研究を公開し、研究を撤回する事項を記載・コ
トを実施するこどを研究対象者等が撤回できる機
会を保障しなければならない。

【規定なし】

【規定なし】

- ンセントの手続を行わなければならない。生命の危機が生じてゐる研究対象者など
 ① 研究を伴う研究の場合は、通常の診療では十分に
 ② 分な効果が期待できず、研究の実施により研究対象者の命が危険にさらること
 ③ 研究の実施に伴つて研究対象者に生じる負担及びリスクが必要な場合のものであること
 ④ 代話をしないこと

第3 インフォームド・コンセント等
 1 研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等
 【前段落】ただし、疫学研究の方法及び内容、研究と得られる要件を認めることを必要とする認可は、倫理審査委員会の承認、又は研究機関の長の許可を受けていたときには、研究対象者からインフォームド・コンセントを簡略化することとする。この適切な方法を選択する。

- くインフォームド・コンセントの簡略化等に関する細則について、簡略化若しくは免除を行ひ、又は原則と異なる方法によることを認めることは、当該疫学研究が次のすべての要件を満たすよう留意すること。
 ① 当該疫学研究が、研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まないこと。
 ② 当該方法によることが、研究対象者の不利益となるないこと。
 ③ 当該方法によらなければ、実際上、当該疫学研究を実施できず、又は当該疫学研究の価値を著しく損ねること。
 ④ 適切な場合には、常に、次のいずれかの措置が講じられること。
 ア 研究対象者が含まれる集団に対し、資料の収集・利用の目的及び内容を、その方法も含めて広報すること。
 イ できるだけ早い時期に、研究対象者に事後の説明(集団に対するものも可)を与えること。
 ヴ 長期間にわたって継続的に資料が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、資料の収集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、社会へ周知される努力を払うこと。
 ⑤ 当該疫学研究が社会的に重要性が高いと認められる

【規定なし】

6 インフォームド・コンセントの手続の簡略化

- (1) 研究者等は、以下の①から④の要件全てに該当する研究を実際に定めるとともに、研究手続の一端又は全部を簡略化することができる。
 ① 研究対象者に対して侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴わないこと
 ② が、研究対象者の不利益による手続を簡略化すること
 ③ ば、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること
 ④ 研究が社会的に重要性が高いと認められるものであること
- (2) 研究者等は、(1)の規定に基づき1及び2の手続を簡略化する場合には、以下の①から③について① 報の収集及び利用の目的及び内容(方法を含む。)
 ② に研究対象者等に對し、できるだけ早い時期に、
 ③ 長期間に渡つて継続的に試料・情報が収集され、又は利用される場合には、社会に對し、その目的及び実方法を行うこと。

ものであること。

【規定なし】

- 7 同意の撤回等 研究撤回又は拒否が当該対象者等から以下の①から④のいずれかに該当する場合又は当該研究撤回又は拒否が当該対象者等に從事する者等による同意をしたて、當該措置をしないことについて講じることを許可し、該機関の長が、當て研究実施を実現するよう努めなければならぬ。ただし、當該措置を聽いて研究の場合、その理由を得るよう理解をし、説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- ① 研究の全部又は一部の撤回
- ② 研究について公開された情報に基づく、研究に対する実施を継続されることは、この限りでない。なお、その旨及びその理由を得るよう努めなければならない。
- ③ 全部又は一部に對する拒否
- ④ 代諾者からの同意を受けた研究について、研究に対する実施を継続されることは、この限りでない。なお、その旨及びその理由を得るよう努めなければならない。

第13条 代諾者等からインフォームド・コンセントを要する場合の手続等

- 1 代諾者の要件
- (1) 研究者等は、既存試料・情報の提供を行なう者は、第12条の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることとする。ただし、該機関の長の(1)から(3)の各事項を遵守しなければならない。

- 2 代諾者等からインフォームド・コンセントを要する手続
- (1) 研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるために、公衆衛生の向上上のため、当該研究対象者による同意が得られることとが、該機関の長の(1)から(3)の各事項を遵守しなければならない。

<細則>
被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下の事項を含むものとする。
【中略】
・代諾者から同意を受ける場合は、研究の重要性、必要不可欠性

【中略】
・被験者からインフォームド・コンセントを受けることとが困難な場合
レ 当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究へ

- (1) 以下の事項が、研究計画書に記載されていること
① 代諾者等の選定方針
② 代諾者等への説明事項(③に関する説明を含む。)
③ (3)ア又はイに該当する者を研究対象者とする場合には、そのことが必要な理由

(2) (1)の規定による選定方針に従つて代諾者等を選定し、同②の規定による説明事項を説明すること。

の参加が当該臨床研究を実施するにあたり必要不可欠な理由

2. 研究責任者は、一般的には、被験者の家族構成や置かれている状況等を勘案して、以下に定める者の中から被験者の意思及び利益を代弁できることを考えられた者を選定する。臨床研究計画書に代諾者等の選定方針

なお、被験者の家族構成や置かれている状況等とは、被験者と代詰者等の生活の実質や精神的共同関係からみて、被験者の最善の利益を図ることが可能な状況をいうものである。

3. 研究責任者は、一般的には、死亡した被験者の家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案して、以下に定める者の中から被験者の生前の意思を代弁できることを考えられる者を代諾者として選定することを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならない。

イ 死亡した被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ずる

1. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いについては、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するにあたり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書による承認及び臨床研究機関の長による許可を受ければならない。

ア 未成年者。ただし、(ア) の手続による場合を除く。
なお、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合にあつても、(イ) に該当するどコセンタを受ける者は、研究対象には、
(3) 研究対象者が、以下のアからウのいずれかに該当すること。

く代語者等からのインフォームド・コンセントに関する細則> 研究対象者本人からインフォームド・コンセントを受けたことが困難であり、代諾者等からのインフォームド・コンセントによることができる場合及びその取扱いは、次のとおりとする。

② 研究対象者が未成年者の場合（研究対象者が16歳以上の場合であって、有効なインフォームド・コンセントを与えることができることについて、倫理審査委員会の承認を得て、研究機関の長の許可を受けた場合を除く。）

【以下略】

研究の実施権限する者と見られるが、これは未成熟な研究の実施目的をもつて、該対象会員が拒否されることは、必ずしも許可したことと見なされるべきである。

- (イ) 研究対象者が義務教育の課程を修了しており
又は16歳以上であり、かつ、研究を実施される
ことに関する十分な判断能力を有すると判断
される場合

イ ア以外で、インフォームド・コンセントを与える能力がないと客観的に判断される者。

① 研究対象者が認知症等により有効なインフォームド・
コンセントを与えることができないと判断され
る場合

- ③ 研究対象者が未成年者の場合【中略】ただし、この場合においても、研究責任者は、研究対象者本人に分かりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。【以下略】

また、被験者が 16 歳以上の未成年者である場合には、代諾者等とともに、被験者からのインフォームド・コンセントも受けなければならぬ。

- イ 被験者が疾病等何らかの理由により有効なインフォームド・コンセントを受けることができない場合
ハ 被験者の生前における明示的な意思に反していない場合

- (2) 研究者等は、未成年者が他の行為能力がないとみられる被験者が臨床研究への参加についての理解できることと、代諾するときも、当該被験者の理解を得なければならない。

被験者が未成年の場合。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。

規定なし

【規定なし】

(3) 研究者等は、(1) の規定によるインフォームド・アセントの手続において、全部の意向を尊重する旨を研究対象者に明示する。ただし、研究対象者に直接の同意を得られなかった場合は、代諾者がそれに同意する。

(2) 研究責任者は、(1) の規定によるインフォーメーションド・アセントの手続きを行なうことは、あらかじめ研究対象に記載した実施しようとする方法を説明事項及び者への説明事項を実施しなければならない。

【規定なし】

【規定なし】

卷之三十一

前文（拔粃，重提）

第4個人情報の保護に関する措置

滴 2

- (1) 研究の実施により個人情報等を取得してはならない。

(2) 研究者等は、原則として、あらかじめ研究対象者等から同意を受けている範囲を超えて、研究の実施に伴って取得された個人情報等を取り扱ってはならない。

(3) 利用目的による制限

① 研究を行う機関の長は、あらかじめ研究対象者又は代諾者等(以下「研究対象者等」という。)の同意を得ないで、(2)の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

② あらかじめ被験者の同意を得ないで、インフォームド・コンセントで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

③ 研究者等の責務

(1) 研究の実施に当たつて、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

(2) 研究者等の個人情報の保護に係る責務等は、次のとおりとする。

④ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

⑤ 個人情報を漏洩する

⑥ 個人情報を改ざんする

⑦ 研究者等の個人情報の保護に係る責務等は、次

第15章 安全管理

- (1) 研究者等は、研究の実施に伴つて取得された個人情報の保護
(2) 個人情報の保護
3 研究者等が遵守すべき基本原則
1 適正な取扱い
（1）研究者等は、研究の実施に伴つて取得された個人情報の保護
（2）個人情報の保護
の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。【後段】

① 研究者等は、研究対象者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報を保護しなければならない。

規定なし

人情報等であるもするが保有する「保有又は消滅失情報等」が以下「保有する個人情報等」といふ。)の漏えい、当該研究機関が保有する個人情報等」を含む。)のため、当該研究機関は、(他に委託して保管する場合を含む。

三

個人情報の保護等

個人情報の保護に関する措置、個人情報の取扱い、減失又はき損の防止その他の個人情報の物理的、人的、組織的、技術的、管理的等の措置を講じなければならない。

）研究を行う機関の長の責務

- ① 研究を行なう機関の長は、疫学研究の実施に必要な体制を整へ個人情報を個人安全に対する必要性を理解する責任がある。

6) 保有する個人情報に関する事項の公表等
① 研究を行う機関の長は、保有する個人情報等の研究対象者等の遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

2 研究責任者の務等

(1) 当該研究に係る個人情報の安全管理が図られることとおりとする。
② 研究を行なう場合、その個人情報を取り扱う研究者等（当該監督権を有する責任者を除く。）に対し必要かつ適切な監督を行なう。

<細則> 研究責任者は、臨床研究機関の長と協力しつつ、個人情報を厳重に管理するためには必要な手続、設備、体制等を整備する。^{主導権}

個人情報の保護等

個人情報の保護に関する措置、個人情報の取扱い、減失又はき損の防止その他の個人情報の物理的、人的、組織的、技術的な保護を目的とする機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、安全管理の実施、個人情報の取扱いの規制等の措置を講じなければならない。

）研究を行いう機関の長の責務 研究を行いう機関の長は、疫学研究の実施に当たるに必要な体制を整備し、個人情報を個人安全情報管掌理が必要な場合に、研究従事者に個人情報を対する責任を負う。また、研究従事者に個人情報を扱う場合は、個人情報を保護するための措置を講じなければならない。

2 研究責任者の務等

(1) 当該研究に係る個人情報の安全管理が図られることとおりとする。
② 研究を行なう場合、その個人情報を取り扱う研究者等（当該監督権を有する責任者を除く。）に対し必要かつ適切な監督を行なう。

<細則> 研究責任者は、臨床研究機関の長と協力しつつ、個人情報を厳重に管理するためには必要な手続、設備、体制等を整備する。^{主導権}

4

2) 個人情報の適切な収集・利用・開示等の個人情報保護に関する安全管理措置 [後段落]

第三回 桃源の門三等

(12) 研究責任者の個人情報の保護に係る責務等は、
③ 次のとおりとする。
③ 保有する個人情報に関して、次に掲げる事項について、被験者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならぬ。

班名書任考の書致

(12) 研究責任者の個人情報の保護に係る責務等は、
③ 次のとおりとする。
③ 保有する個人情報に関して、次に掲げる事項について、被験者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならぬ。

研究者任考の書類

(12) 研究責任者の個人情報の保護に係る責務等は、
③ 次のとおりとする。
③ 保有する個人情報に関して、次に掲げる事項について、被験者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならぬ。

求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置

ア、当該研究を行う機関の名称
イ、当該研究を行ふ個人情報の利用目的 ((5))
ウ、①アからエまでに該当する場合を除く。
エ、(12)①又は(13)①若しくは②の
オ、(11)①、(12)①による求めに応じる手続き((16))の規定に
規定期手数料の額を定めたときは、その手数料
ヨ、規定期手数料の額を含む。)
車出 申出 申出

② 研究を行う機関の長は、研究対象者等から、当該研究対象者が識別される個人情報の利用目的の通知を求められたときは、研究対象者等に通知しなければならない。

* 「(5)①アからエ】
ア 利用目的を研究対象者等に通知し、又は公表することにより、研究対象者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
イ 利用目的を研究対象者等に通知し、又は公表することにより、当該研究を行う機関の権利又は正当な利害がある場合
ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める場合行することに對して協力する必要がある場合

ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、工場の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

③研究を行う機関の長は、②の規定に基づき求められた保有する個人情報の利用目的を通知し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【規定なし】

(4) 研究機関の長は、(2) の規定による利用目的に基づき通知し、(3) の規定に基づいて、場合には、請求者に對して、また、請求者に對して、その旨を説明するよう努めなければならない。

当該研究に係る研究者等の氏名又は研究チームの名称
二二二すべての個人情報の利用目的(ただし、細則で規定する場合を除く。)
二二三開示等の申出先及び問い合わせ窓口

細則> ③の二の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。
 1) 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより被験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2) 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行するごとに對して協力する必要がある場合であつて、利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

当該研究に係る研究者等の氏名又は研究チームの名称すべての個人情報の利用目的(ただし、細則

で規定する場合を除く。) 開示等の求めに応じる手続
苦情の申出先及び問い合わせ先

④ 保有する個人情報の取扱いに関する相談等の
お問い合わせ

細則> ③の二の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。
 1) 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより被験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2) 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行するごとに對して協力する必要がある場合であつて、利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

卷之三

४२

当該権利者に代わるべきに必要な措置をとることとするときは、この限りでない。

この規定に反対するに当たるが、困難な場合は、この限りなく遅延せぬよう保護するべき措置をとるべきである。

を求める必要の利権を多額うござる。行利措置をとることをは、困難な場合は、保護することは、その限りでない。

④【前段略】また、開示を求められた保有する個人決定したときは、原則として被験者に對し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(11)個人情報の開示

② 研究を行う機関の長は、①の規定に基づき求められた情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、研究対象者等に対し、遅滞なく、

(12) 訂正等

① 研究を行なう機関の長は、①の規定に基づきの全部は、又は研究対象個人情報を有する個人の内容を訂正したときは、研究を行なう機関の長は、その旨(訂正等)を通知しなければならない。

② 研究を行なう機関の長は、①の規定に基づきの全部は、又は研究対象個人情報を有する個人の内容を訂正したときは、研究を行なう機関の長は、その旨(訂正等)を通知しなければならない。

く細則> ⑥の規定において、被験者又は代理人から訂正等、利用停止等、又は第三者への提供の停止を求める事に当該する個人情報の全部若しくは一部について、次に掲げる場合は、原則として被験者に対し、その旨を通知しなければならない。

イ 訂正等を行ったとき
ロ 訂正等を行わない旨の決定をしたとき
ハ 利用停止等を行ったとき
三 利用停止等を行わない旨の決定をしたとき
ホ 第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

被験者又は代理人からの開示等の求めの全部はそちらにない旨を通知する。その理由を説明するよ。

また、(1)、(3) 又は (4) の規定により、請求者から求められた措置の全部又は一部にはについて、該措置をとらない旨を通知する場合又は当該措置をと異なる措置をとる旨を通知する場合には、その理由を説明するよう努めなければならぬ。

ちら、事由に応じて慎重に検討のうえ、対応しなくてはならない。

(13) 利用停止等

② 研究を行う機関の長は、研究対象者等から、当該研究対象者が識別される個人情報の第三者保有に対する個人情報の第三者保有の停止を請求する場合であつて、当該停止をした場合その他の場合であります。当該停止をした場合は、この限りでない。

③ 研究対象者が識別されると個人情報を保有する個人情報の第三者保有に対する個人情報の第三者保有の停止を請求する場合その他の場合であります。当該停止をした場合は、この限りでない。

(6) 研究機関の長は、請求者から、匿名化され得ることと同様に研究機関へがその求める試料・情報等を提供する権利を有する。ただし、その規定に反して他の研究機関へがその求める試料・情報等を提供する場合は、当該試料・情報等を停止しなければならない。

再掲] ⑥被験者又は代理人から、保有する個人情報の訂正請求を認めた場合で、それらの求めが適正であればなめられるとときは、これらの措置を行わなければならぬ。ただし、利用停止等及び第三者への提供の停止についても、多額の費用を要する場合であつて、被験者など当該措置を行なうことを保護するため必要なごとに代わるべきだ。

(13) 利用停止等【再掲】

③ ①の規定に基づき求められた保有する個人情報を一部に停止する旨をのける旨を定めたときは、又は②の規定に基づき求められた保有する個人情報を全部若しくは一部に停止したときは、第三者的提供者等に対する通知は、研究対象者等に対し、連帯なく、その旨を通知しなければならない。

(7) 研究機関の長は、(6)の規定により求められ、(6)の規定においては第三項を実施する個人情報を全部又は一部に停止する場合又は他機関へ提供しない旨の決定を通知し、その旨を通知した場合には、請求者に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(14) 理由の説明【再掲】研究を行ふ機関の長は、(10)③、(11)②、(12)②又は(13)③の場合において、研究対象者等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、研究対象者等に対し、その理由を説明するよう努めなければならぬ。【以下略】

(14) 理由の説明【再掲】

(14) 理由の説明【再掲】研究を行ふ機関の長は、(10)③、(11)②、(12)②又は(13)③の場合において、研究対象者等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、研究対象者等に対し、その理由を説明するよう努めなければならぬ。【以下略】

(15) 開示等の求めに応じる手続

① 研究を行う機関の長は、(10)②、(11)①、(12)①、(以下「開示等の求め」による求める規定期間に關する。)に掲げめる方針を定めることとする。

② 又は(13)①若しくは②の求めに受け付ける場合において、研究対象者等が開示等の求めを受ける場合は、その求めに応じて、開示等の求めを行わなければならない。

また、他の研究機関への提供を停止しない旨と、停止の提供の旨を通知する場合には、請求者に異なった旨を明確にする必要がある。

再掲】被験者又は代理人かららの開示等の求めの全部はそ
れは一部について、その措置をとらない旨を通告するよ
うの措置と異なる措置をとる旨を通知し、その理由を説明するよ
う努めなければならない。

細則> 当該臨床研究に係る情報の開示等の求めに對しては、あくまでも元的に對応できるような手續等を定めるなどの措置をとらなければならぬ。かじめ代理人の負担をできるだけ軽減するよう努めなければならない。

べきである。開示等の求めの申し出先
 ① 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的
 方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録を含む。）の様式その他の方式で認められる方法
 ② 開示等の求めをする者が研究対象者等であることの確認の方法
 ③ その徴収方法

ければならない。開示等の求めの申し出先
 ア 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的
 方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録を含む。）の様式その他の方式で認められる方法
 ウ 開示等の求めをする者が研究対象者等であることの確認の方法
 エ 手数料の徴収方法

ができる。
 ① 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的
 方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録を含む。）の様式その他の方式で認められる方法
 ② 開示等の求めをする者が本人又はその代理人
 ③ であることをの確認の方法
 ④ その徴収方法

② 開示等の求めをする者は、研究対象者等に対する研究の実施に際して、その対象となる保有する機器等個別な研究の実施に必要な手続を定めることとする。
 ③ 研究を行いう機関の長は、①及び②の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めることとする。

② 研究を行いう機関の長は、研究対象者等に対する研究の実施に際して、その対象となる保有する機器等個別な研究の実施に必要な手續を定めることとする。
 ③ 研究を行いう機関の長は、①及び②の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めることとする。

⑧ 被験者又は代理人に対し、開示等の求めに特定するのに足りる事項の提示を求める場合に、被験者又は代理人が開示する個人情報の特定に資する情報を提供する場合に、被験者又は代理人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

第7章 重篤な有害事象への対応
 第17 重篤な有害事象への対応
 1 研究者等は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合は、3(1)の規定に基づく報告の手順書等に従い、研究対象者等への説明等必要に応じる手續を講じるとともに、速やかに研究責任者に報告し置かれなければならない。
 2 研究責任者の対応
 (1) 研究責任者は、発生を知った場合には、速やかに、その旨を研究機関の発行する手順書等に従い、速やかに当該研究の発生に係る情報を共有しなければならない。
 (2) 研究責任者は、他の研究機関と共同で実施する研究の実施に応じて、当該研究の発生を知った場合は、速やかに、その旨を研究機関の発行する手順書等に従い、速やかに当該研究の発生に係る情報を共有しなければならない。

第2 研究者等の責務等
 2 研究責任者の責務等
 (8) 研究責任者又は、臨床研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは、直ちにその旨を研究機関の長に通知しなければならない。【再掲】
 (10) 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等を報告しなければならない。

第2 倫理審査委員会
 第2 疫学研究に係る報告等
 ② 研究責任者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、直ちに研究機関の長を通じ倫理審査委員会に報告しなければならない。【再掲】
 【規定なし】

事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

[再掲]

- 3 臨床研究機関の長の責務

(8) 有害事象等への対応
【前段略】また、当該臨床研究を共同して行つて、共同臨床研究機関への周知等を行わなければならぬ。

3 臨床研究機関の長の責務等
【再掲】
臨床研究機関の適正な実施の確保に係る業務並びに研究に対する対応等は、不具合手順書を作成し、臨床研究機関の長は、不具合手順書をつつましく講じて、周知等を行わなければならない。

3 臨床研究機関の長の責務等
【再掲】
臨床研究機関の適正な実施の確保に係る業務並びに研究に対する対応等は、不具合手順書を作成し、臨床研究機関の長は、不具合手順書をつつましく講じて、周知等を行わなければならない。

第1章 基本機関の考え方

3 (8) 臨床研究機関の長の対応

- 【前段略】また、当該臨床研究を共同して行つて、共同臨床研究機関への周知等を行わなければならぬ。

3 研究機関の長の対応

- 臨床研究は、臨床研究に對する態度を有する者並びに臨床研究の実施がうなづかなければならない。

規定なし

規定なし】

小説の歴史 第18回 利益相反の管理

- (1) 研究者等は、研究を実施する状況について、適切に係る自らの利益相反に応じなければならない。

(2) 研究責任者は、医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する場合には、当該研究に係る利益相反には安全実施する状況を把握し、研究を実施する状況を記載しなければならない。

【規定なし】

【規定なし】

【規定なし】

4

【規定なし】

(3) 研究者等は、(2) の規定により研究計画に記載された利益相反の規定を受ける場合、第12条に規定する状況を除く場合は、(1) の規定による規制を受けない。

個人情報の保護等に関する法律

- (6) 内容の正確性の確保
研究を行う機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正しく扱うよう努めなければならない。

(7) 研究者等の個人情報の保護に関する責務等
研究者等の個人情報の保護に関する責務等は、次のとおりとする。
⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において、当該研究にかかる最新の内容を正確に報告する。研究者は、研究に用いられる情報及び資料（以下「情報等」という。）を正確に報告に係る資料（以下「情報等」という。）を作成しなければならない。

第19 研究に係る記録の保管

- (一) 斎藤有香は、研究に用いられる情報等（以下「情報等」という。）を正確に報に係る資料（以下「情報等」という。）を作成しなければならない。

資料の保存等

- 1) 資料の保存等

(1) 研究責任者は、疫学研究に関する資料を保存する場合は、研究計画書にその方法等を記載する。研究計画書には、個人情報の漏えい、人体から取れた試料及び情報等の漏えい、紛失、盗難、混交、人体からならない。

(1) 試料等の保存等

(1) 試料等の保存等

① 研究責任者は、臨床研究に関する試料等を保存する場合には、個人情報の漏えい、混交、研究結果等が起らぬよう適切に、かつ、研究結果等を記載する。研究計画書にその方法等を記載する場合には、個人情報の漏えい、混交、研究結果等が起らぬよう適切に、かつ、研究結果等を記載する。

③ 研究責任者は、保存期間が定められた後、研究の終了時に、研究機関に報告する。この場合、研究機関の長は、研究の内容を確認し、研究の結果を評価する。研究機関の長は、研究の結果を評価する。研究機関の長は、研究の結果を評価する。

規定なし

[規定文]

規定なし

② 研究責任者は、研究計画書に定めた資料の保存期間を過ぎた場合には、研究対象者等の同意を得て廃棄しなければならない。

② 研究責任者は、試料等の保存については、被験者等との同意事項を遵守し、試料等を廃棄するには、必ず匿名化しなければならない。

② 研究を適時間隔で遵守する

規定なし

規定なし

規定なし

第2章 研究者等の責務等

- (7) 研究者等の個人情報の保護に関する責務等は、次のとおりとする。
⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において、当該研究に係る個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならぬ。

第5章 試料等の保存及び他の機関等の試料等の利用

- (1) 試料等の保存等
① 研究責任者は、臨床研究に関する試料等を保存する場合には、個人情報の漏えい、混交、盗難、結果等が起ることとし、適切に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然と管理しなければならぬ。

③ 研究責任者は、保存期間が定められていないない試験結果を、臨床研究の終了後掲載する場合に、機関の長に対しても報告しなければならない。

イウエ被試試験料等者等のののの保管試

【提要卷之六】

[規定文]

規定なし

② 研究責任者は、試料等の保存については、被験者等との同意事項を遵守し、試料等を廃棄するには、必ず匿名化しなければならない。

(5) 研究機関の長は、人体から取得された試料及び情報等を廃棄する場合には、匿名化されなければならない。

② 研究を適時間隔で遵守する

規定なし

(6) 研究機関等における研究の実施状況とその結果についての報告書

経過による連絡がて、同一機種の保有する機能を表す場合に、該機種の運用実績に基づく対応可能な範囲を示す。ただし、該機種の運用実績に基づく対応可能な範囲を示す。

<p>第 20 モニタリング及び監査</p> <p>(1) 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならず、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であつて介入を伴うものを除く。場合には、許可を受けた研究計画に従事する者をモニタリング及び監査を行わなければならない。</p> <p>(2) 研究責任者は、許可を受けた研究計画に定めるところによると、モニタリング及び監査を行わなければならない。</p> <p>(3) 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。</p> <p>(4) モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び研究機関の長に報告しなければならない。</p> <p>(5) モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、業務上知り得た情報を正當な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなつた後も同様とする。</p> <p>(6) 研究機関の長は、(1)の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【規定なし】</p> <p>【規定なし】</p> <p>【規定なし】</p> <p>【規定なし】</p> <p>【規定なし】</p> <p>【規定なし】</p>
<p>第 21 施行期日</p> <p>本指針は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>< 公布日：平成 19 年 8 月 16 日 > (施行までの日数：77 日)</p>	<p>第 8 施行期日</p> <p>この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>< 公布日：平成 20 年 7 月 31 日 > (施行までの日数：224 日)</p>
<p>第 22 経過措置</p> <p>(1) 本指針の施行の際現に実施中の人を対象とする医学系研究については、なお従前の例によることができる。</p>	

<p>(2) 本指針の施行前において、現に実施中の人を対象とする医学系研究について、研究者等又は倫理審査委員会の設置者が、それぞれ、本指針を規定するとして研究を実施し又は倫理審査委員会を運営するなどを妨げない。</p>	<p>第 7 見直し</p> <p>この指針は、必要に応じ、又は施行後 5 年を目途としてその全般について検討を加えた上で、見直しを行うものとする。</p>
<p>第 22 見直し</p> <p>本指針は、必要に応じ、又は施行後 5 年を目途としてその全般について検討を加えた上で、見直しを行うものとする。</p>	<p>第 7 見直し</p> <p>この指針は、必要に応じ、又は平成 25 年 7 月 30 日を目途としてその全般について検討を加えた上で、見直しを行うものとする。</p>

